常駐した（常駐する）弁護士の氏名／登録番号

登録番号

弁護士が常駐した年月日又は常駐する予定日　　年　　月　　日

2　申請する第二次補助金の支給期間及び金額（枠内に必要事項を記入すること。）

20万円×［　　］か月分＝合計［　　］万円

（12か月分まで）

注　職務上の氏名を使用している場合は、氏名欄に職務上の氏名を記入してください。

別記様式２（第４条関係）

誓　　約　　書

日本弁護士連合会会長　殿

私は、震災復興のための弁護士雇用等に関する第二次補助金支給規則第４条第３項に掲げる下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1　主として補助対象地域における法律事務に従事し、国選弁護事件及び民事法律扶助事件を積極的に受任し、裁判外紛争解決手続及び個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会が策定した個人債務者の私的整理に関するガイドラインを積極的に利用すること。

2　貴会に対し、定期的に業務の内容及び処理状況を報告すること。

3　貴会の求めに応じて、補助対象地域等の被災及び復興の状況につき情報を提供すること。

4　本震災後に補助対象地域に法律事務所を開設する場合は、第二次補助金の受給後３か月以内に法律事務所を開設すること。

5　本震災後に補助対象地域に法律事務所を開設する場合又はした場合は、やむを得ない事情がない限り、受給開始時から１年間は当該法律事務所の運営を維持すること。

6　本震災後に既存事務所で執務する弁護士を雇用する又はした場合は、やむを得ない事情がない限り、雇用時から１年間は当該弁護士の雇用を維持すること。

以上

年　　月　　日

申請者（住所又は弁護士法人の場合は、主たる法律事務所の所在地）

（氏名又は弁護士法人の場合は、その代表者名）

印

注　職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名を記入してください。

土地家屋調査士名簿登録等の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録した者及び登録を取消した者を次のとおり公告する。

平成25年７月12日

日本土地家屋調査士会連合会

〈登録〉登録日・登録番号・氏名

平成25年６月３日付

東京7790　手塚　一聖　　東京7791　上谷　泰隆
神奈川2961小澤　憲一　　埼玉2535　佐藤　洵
群馬1017　細谷　泰孝　　大阪3190　石長川勝博
大阪3191　中井　健之　　大阪3192　兵頭　聖貴
大阪3193　脇　慶太　　京都 861　杉井　亨
兵庫2423　内海　潤一　　岐阜1247　前田　貴博
岐阜1248　岩井　恭子　　福井 432　山本　慶一
島根 496　石田　幸　　福岡2230　内平　晃二
鹿児島1051田之上義樹　　岩手1140　齋藤　悦男
岩手1141　田中　厳保　　旭川 296　大野　仁
愛媛 834　益田　貴之

平成25年６月10日付

広島1847　有場　裕介

平成25年６月20日付

東京7793　小川　智也　　埼玉2536　中山　祐介
千葉2130　武田　定義　　千葉2131　大谷内利昭
大分 823　安東　賢俊　　熊本1184　天津　匡勝

〈登録の取消し〉登録取消日・登録番号・氏名

平成25年３月４日付　　千葉1580　長谷川勝由
平成25年４月19日付　　千葉2072　荒木　龍
平成25年４月20日付　　札幌 970　今井　俊次
平成25年４月28日付　　静岡 872　新井　敏彦
平成25年５月10日付　　大阪1338　宇﨑　明夫

平成25年５月12日付

神奈川295 森下　秀吉　　岐阜 624　玉腰善十郎

平成25年５月23日付

宮城 609　菊地　定男

平成25年６月３日付

埼玉1918　齋藤　雄二　　千葉2096　古川　宏
長野2350　降旗　剛　　高知 641　有澤　仙一

平成25年６月10日付

神奈川1333稲葉龍三郎　　山形1207　熊坂　敬之
秋田 926　戸松　一博　　札幌 906　水尻　博已
札幌1027　稗貫　廣武　　釧路 248　稲場　廣保
香川 480　渡邉　治也　　愛媛 551　今村　寿章

平成25年６月20日付

東京6028　寺島　成己　　和歌山282 澤本　和久
福岡2187　松下　秀行

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成25年７月12日　　愛知県教育委員会

1　本籍地、氏名、生年月日
　愛知県、後藤健太郎、昭和55年７月10日
2　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
　⑴　小学校教諭２種免許状、平23小２第171号、平成24年３月31日、愛知県教育委員会
　⑵　中学校教諭１種免許状（数学）、平16中１第2907号、平成17年３月31日、愛知県教育委員会
　⑶　高等学校教諭１種免許状（数学）、平16高１第4546号、平成17年３月31日、愛知県教育委員会
3　失効年月日　平成25年６月12日
4　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳から70歳代の女性、身長171㎝、小太り

上記の者は、平成25年５月13日午前９時10分頃、高浜市本郷町地内にあるアパートにおいて遺体で発見されました。同アパートには13年ほど居住していたようで、以前に関東や関西に居住していたとの情報もありました。室内から、寺田清花または寺田清香での名前の遺留品が発見されたものの身元に繋がりませんでしたので、遺体は火葬に付し、遺骨は高浜市秋篠寺に納骨しました。心当たりの方は、本市福祉部地域福祉グループまで申し出てください。

平成25年７月12日

愛知県　　高浜市長　吉岡　初浩